

岩手県告示第 381 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 24 日

岩手県知事 増 田 寛 也

短期入所生活介護

| 居宅介護事業者 |                | 居宅介護事業所          |                    | 廃止年月日               |
|---------|----------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 名 称     | 主たる事務所の所在地     | 名 称              | 所在地                |                     |
| 二戸市     | 二戸市福岡字川又 47 番地 | 特別養護老人ホーム白梅<br>荘 | 二戸市堀野字大畑 1 番地<br>1 | 平成 19 年 3 月 31<br>日 |